

## 定期監査の結果に基づく措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、香美市長から定期監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表します。

令和2年3月4日

香美市監査委員 岡本 明弘  
香美市監査委員 岩崎 昭雄  
香美市監査委員 小松 紀夫

### 記

#### 1 措置を講じた部署

建設課、消防本部消防課

#### 2 講じた措置の内容

(1) 監査結果提出日 令和2年2月10日、12日、13日、14日

(2) 措置通知年月日 令和2年3月4日

#### (3) 指摘事項

ア 香美市文書事務取扱規程第39条第2項の保存期間が満了していない文書を綴った簿冊が不明になっているものがあった。香美市文書事務取扱規程第40条に基づき厳正な事務処理に努められたい。

イ 土地等の賃貸借契約において、不適切なものが見受けられた。賃貸借料の支払い時には、支払いすべき相手方を精査し厳正な事務処理に努められたい。

#### (4) 措置等の内容

ア 各簿冊について保存期限内は、書庫等指定場所にて管理しています。ただし参考資料として使用することもあることから、今後持出などを行う場合は、管理（持出）簿にて、簿冊名・期間・持出者名を記入し管理を行います。

イ 土地等の賃貸借契約において、支払いすべき相手方を全て精査し、必要に応じて新たに契約を締結します。